

児童虐待に関する対応について

保育所や幼稚園・学校等は、**こどもの安全・安心が疑われる場合**は、速やかに児童相談所または市役所に**通告（連絡）**することが義務づけられています。

こどもの心身の健康と安全を保障するため、どうかご理解ください。

こどもの安全・安心が疑われる例

骨折、やけど、アザ、傷などがある。



長期間お風呂に入っていない。衣服などが洗濯されていない。



日常的に朝食を食べていない。食事が不足している。



必要な受診や治療を受けていない。
(病気、虫歯、予防接種や健診など)



親がこどもを過剰に怒鳴る、こどもの自尊心を傷つける言動がある。



虐待かどうかの判断は、児童相談所や市役所が行います。

《根拠となる法律》

【児童虐待の防止等に関する法律】抜粋

第五条 学校、児童福祉施設の職員、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【児童福祉法】抜粋

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、若しくは児童相談所に通告しなければならない。

子育てがうまくいかないと感じたときは、一人で抱え込まずにご相談ください

こどもが保育所（園）や幼稚園、学校に通っている場合	通っている保育所（園）・幼稚園・学校等
児童虐待が疑われる場合 家庭のことで困っている場合	松江市こども家庭支援課（乃白町） こども福祉係 TEL 0852-55-5484
児童虐待に関する相談 こども全般に関する相談	島根県中央児童相談所（西川津町） TEL 0852-21-3168
妊婦や乳幼児の健康に関する相談	松江市こども家庭支援課（乃白町） 子育て保健係 TEL 0852-60-8155
乳幼児の子育てに関する相談	松江市こども家庭支援課（乃白町） 家庭支援係 TEL 0852-60-8141

虐待の事実が認められなかったとしても、通告をした方が責任を問われたり、処罰されることはありませんので、ためらわず通告してください。

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください **通話料無料**

児童相談所
虐待対応ダイヤル

いちはやく
189

松江市こども家庭支援課（乃白町）
こども福祉係
TEL 0852-55-5484